

## 開港場横浜における感染症の歴史…

一八七七年のアジア・コレラ流行の事例から

市川 智生

はじめに

二〇二〇年に始まる新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行を受けて、日本が過去に経験した感染症についても関心が高まっている。たとえば、第一次世界大戦後に大流行したインフルエンザ（いわゆるスペイン風邪）は、同じウィルス性の感染症であり、マスクの着用、手洗いの励行、密集を避けるなど、対策においても新型コロナウイルス感染症と類似性があることから、各地の文書館や資料館が歴史資料の掘り起こしを進めている<sup>(1)</sup>。

戦前の日本において蔓延した感染症のひとつにコレラ (cholera) がある。この病気は、原因となる細菌が飲料水

や食物とともに経口でヒトに侵入・感染する細菌性の感染症であり、一九世紀後半、中東、ヨーロッパ、アフリカ、中国大陆は劇症型のアジア・コレラ (Asiatic Cholera) が猛威を振るう第四次世界的流行 (パンデミック) のさなかであった。そして、この時期に長崎、横浜、函館、神戸、新潟などの開港場を拠点として本格的に国際貿易が行われるようになったことは、日本がコレラの感染国となる重要な背景であった。日本の港湾と諸外国を結ぶ船舶は、社会経済の活性化にとって必要不可欠な道具であるとともに、感染症の原因をもたらすものでもあったと考えられる。

開港場とは、通商条約によって設定された対外貿易の拠点であり、波止場や税関などの港湾施設と周辺の市街地か

ら構成される、行政区画とは異なる領域設定である。市街地は、日本人街と外国人居留地に分けられる。居留地は外国商社が日本企業と商取引を行う場であり、同時に、彼らが生活をおくる外国人社会でもあった。コレラは中国沿岸部をはじめとする東アジア各地から日本へ輸入されたと考えられており、国内に感染が拡散するかどうかは、海上交通の拠点である開港場での対策にかかっていた。

明治はじめの日本にとってのコレラは、文政期と安政期に流行を経験していたものの、いまだ直接的な原因が解明されておらず、未知の感染症といつてよい存在だった。

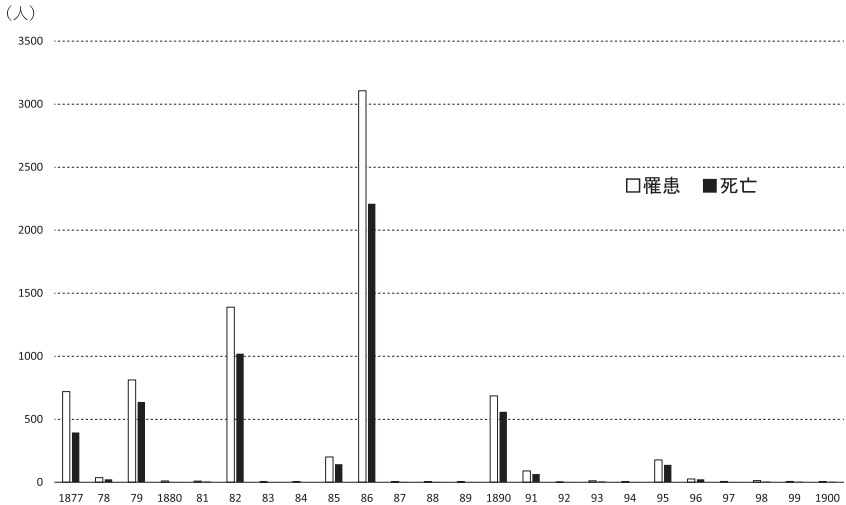
この問題に関連して、横浜には医学史研究の豊富な蓄積があり、御雇外国人として診療活動に尽力した欧米人医師の活動とともに、コレラの感染制御への取り組みも紹介されてきた<sup>②</sup>。また、戦前から戦後にかけて横浜で感染症の隔離・治療・研究を行った万治病院の記念誌が一九八八(昭和六三)年に刊行されたことで、横浜の都市発展における保健医療面での貢献が知られるようになった<sup>③</sup>。近

年では、外国人居留地をはじめとする開港場の国際性を踏まえた感染症の歴史研究が多くの研究者によって進められており、筆者もそのひとりである<sup>④</sup>。この小論では、一八七七(明治一〇)年のアジア・コレラを題材として、横浜の感染症の歴史をたどってみたい。

## 一 アジア・コレラの伝播

明治維新から一〇年が経過した一八七七年以後、九〇年代にいたるまで、国内ではコレラがたびたび大流行を起すようになった。一八七七(明治一〇)年、一八七九(同一二)年、一八八二(同一五)年、一八八六(同一九)年、一八九〇(同二三)年にコレラの大流行が記録されている。その規模の大きさは、一八七七(同一〇)年から一八九六(同二九)年の二〇年の間に、人口が三五〇〇万から四〇〇万人程度だった当時の日本において、感染者が約五三万、死亡数が三七万人に達したことから想像できるだろう。特に、一八七九年および一八八六年には、コレラによ

図1 明治期横浜におけるコレラの流行 1877～1900年



注：1877年および1878年は「港内」、1879年～1888年は横浜區、1889年以後は横浜市の数値。  
 典拠：神奈川県編『神奈川県衛生報告』（神奈川県、1890年）、  
 神奈川県編『明治十九年 神奈川県虎列刺病流行紀事』（神奈川県、1887年）、『神奈川県統計書』  
 各年より作成。

る死者がそれぞれ一〇万人を超えており、まさに感染爆発  
 といつてよい状況であった。このようなコレラの蔓延に関  
 して、もちろん横浜は例外ではない。図1は、明治期横浜  
 のコレラの流行状況を示したものである。これによれば、  
 感染者が五〇〇名を超える規模の流行が五回発生してお  
 り、いずれも全国規模の感染爆発と軌を一にするもので  
 あった。そして、その発端は一八七七（同一〇）年秋の流  
 行だったのである。

ここで、一八七七（明治一〇）年のコレラの流行状況に  
 ついて整理しておきたい。最初にもたらされた情報は、同  
 年七月に、中国アモイの日本領事から外務省へ、悪性のア  
 ジア・コレラが現地で蔓延しているとの報告であった<sup>5</sup>。  
 その二か月後、九月五日に横浜居留地で確認されたのが日  
 本国内での最初の感染例であり、その数日後には長崎でも  
 感染者が報告された。ただし、このような感染者発生の時  
 期については、当時の記録が正確ではない可能性があり、  
 実際のところは、長崎の輸入感染例が横浜に伝播したと考

表1 アジア・コレラ流行 1877年

地域		罹患	死亡
長崎	港内	656	277
	港外	880	390
神奈川	港内	710	395
	港外	428	29
兵庫	港内	87	67
	港外	401	288
大阪	市内	1,130	832
	市外	506	407
東京	市内	693	459
	市外	19	155
熊本		1,698	984
鹿児島		1,081	557
その他の府県		3,362	2,081
陸軍	大阪	152	89
	神戸	414	255
	西京	452	172
	その他	1,041	530
合計		13,710	7,967

典拠：「虎列刺病患者一覧表」（『明治十年虎列刺病流行紀事』内務省衛生局、1877年）、「大阪陸軍臨時病院所管虎烈刺病患者統計一覧表」（石黒忠恵『大阪陸軍臨時病院報告摘要』第2号、陸軍文庫、1879年4月）より作成。

えるのが妥当だろう⑥。

表1は、この年のアジア・コレラの発生状況を整理したものである。長崎、横浜、神戸、大阪などの開港場を擁する地域と陸軍将兵で、感染者の大半を占めていることがわかる。また、熊本や鹿児島など、この年の九月から一十月にかけての西南戦争で戦場になった地域において、一〇〇名以上の感染者が発生していることもみてとれる。

西南戦争での兵員は、明治政府によって全国から召集さ

れ、大阪へ集められた後に、輸送船で長崎へと送られ、やがて九州南部の戦場へ向かっていった。そして西郷隆盛の自刃によって終戦を迎えた一八七七（明治一〇）年九月、今度は派兵のルートをかかのぼる形で、長崎から海路で神戸、大阪へと将兵の引き揚げが行われた。戦場へ向かう兵士たちと、戦闘で傷つき引き揚げる兵士たちが直面したのは、中国南岸のアモイから長崎へと伝播・蔓延しつつあったコレラだった。多くの兵士が行き交う長崎で、政府軍將兵たちはつぎつぎとこの病気に斃<sup>な</sup>れていったのである。

さらに、九州各地から東京へ帰還する凱旋兵は、神戸、大阪、横浜に寄港したため、開港場を基点としてコレラが伝播する結果となったと考えられる。特に、神戸は、大阪に設置された陸軍臨時病院に向かうため、九州各地から多くの引き揚げ船が寄港した。たとえば、この年の一〇月一日、神戸に到着した輸送船和歌浦丸は、コレラのために「兵員ノ死亡スル者六名、瀕死者五十名許、艇ニ移スヤ直ニ死スル者十六名、上陸ノ後ニ發スル者四十名ニ及ブ」という

惨憺たる状況であった。陸軍では輸送船からの上陸を禁止する命令を發したが、凱旋兵は「陸地ノ命令ヲ肯セス、銃ヲ拳ケテ陸梁シ、悍然上陸」し、ほかにも八隻の引き揚げ船が来航していたため、「神戸ノ紛擾殆ト戦地ノ如ク」様相となった。陸軍では、神戸の和田岬および大阪の宰相山に陸軍臨時避病院を設置し、感染兵の収容を試みたが、一部は陸路で滋賀の大津に行軍し、一般住民に感染者が続出する事態となった<sup>7</sup>。このように、西南戦争引き揚げ兵を制御することができず、神戸で上陸が強行されたことが、

日本各地にコレラが蔓延する要因になったと考えられる。横浜で最初にコレラへの感染が報告されたのは、九月五日、居留地の茶焙場で働く日本人女性であった。九月半ばまでの感染数は数名にとどまったにもかかわらず、県の総合病院であった十全医院に、コレラに罹患したのではないかと名乗りでるものが殺到し、権令野村靖（一八四二〜一九〇九）が県庁の職員とともに感染を避けて神奈川台の高島嘉石衛門邸に避難するなど、未知の感染症を前にした混

乱は深刻なものであった<sup>8</sup>。この時期の『横浜毎日新聞』には、横浜での感染者数が毎日掲載されており、二〇人前後の報告が続いた一〇月初旬から中旬が感染のピークであったと考えられる。当時の横浜の市街地は、次のように、コレラへの感染を避けて外出する住民が減少し、閑散とした状況になった。

港民ハ病毒ノ伝染ヲ畏レテ家ニ屏居シ、其状恰モ強盜盜賊ガ市街ノ間ニ充滿スルガ如ク、市街繁華ノ地モ（中略）寂寞ノ色ヲ顯ハシタリ<sup>9</sup>。

そして、横浜にコレラを本格的に伝播させたのは、やはり西南戦争からの凱旋将兵であった。多くの凱旋兵が乗船する鹿島丸、和歌浦丸、東海丸などの引き揚げ船が、一〇月半ばから相次いで神奈川県南部に來航したのである。これらの船舶では、和歌浦丸は兵士一〇〇〇名中四〇〇名、東海丸は四〇〇名中三一〇名など、いずれもコレラ感染者が報告されていた<sup>10</sup>。神奈川県は根岸の沖合で数日間の停船措置を行い、陸軍が浦鄉村（現・横須賀市田浦）に建設し

た臨時避病院へ感染者の収容を試みた。しかし、九州からの長時間にわたる移動に加えて、神戸でも数日間の停船措置が課せられており、その上、東京を目前にしての上陸制限と隔離であった。多くの将兵がそれに従わず、陸路で東京に向かう事態が相次いだことが、次の報道からわかる。

軍人皆曰く、消毒法を行ふため入港を禁ぜばとて、幾時迄斯くて船中にあるべき。さる面倒なる訳ならば、

我々此処より上陸なし、陸歩して東京へ入らんと各々

上陸（中略）空しく船中に死なんより、寧ろ至当の罰を請けん而已と云い放つて上陸せしかば、市中の人家には驚き怖れ門の戸を閉したれば、立入るべき家迎も無く、何れも軒下に転眠せし。<sup>⑫</sup>

このように、西南戦争の凱旋兵への制御がまったく効かない状況のなかで、長崎を発生源とするコレラは、全国に拡散していったと考えられる。なお、西南戦争が終結して約一カ月が過ぎた十一月一日、皇居の吹上御苑で明治天皇隣席の整列式（閲兵式）が予定されており<sup>⑬</sup>、そこに参

列することが、移動の主な理由だった可能性がある。

## 二 防疫制度

明治政府は、アモイでのコレラ流行の情報に接して、「虎列刺病予防法心得」（内務省達乙第七九号、一八七七年八月二七日）を制定した。この規則は、開港場での海港検査に関する条項（第一条～第六条）、「地方一般」での防疫方法に関する条項（第七条～第二四条）、「消毒薬及其方法」（附録）から構成されている。このうち、海港検査については、コレラ流行地方から来航した船舶の検査・消毒、避病院の設置などが規定されていた。また、「地方一般」でのコレラ対策の内容は、医師および区戸長などから府県庁への届出、交通遮断、祭礼の禁止、罹患者の輸送方法などのガイドラインである。附録の「消毒薬及其方法」は、当時盛んに用いられた石炭酸などの消毒薬の希釈方法や使用時の注意を具体的に示したものである。

この規則のうち、開港場での海港検査についての条項は、

一八七三（明治六）年に外務省が作成した「暴寫病予防規則」が原案となっていた。これは、外国船への船舶検査を目的として作成されたものであり、政府内での協議の過程で問題となったのは、海港検疫を開港場の地方長官と外国領事が共同で実施するとの条項であった<sup>13)</sup>。当時の日本と欧米諸国をめぐる法的関係に基づけば、日本の行政規則である「暴寫病予防規則」を外国船に対して直接適用することは困難であった。いわゆる不平等条約における、治外法権の拡大解釈が原因である。そのため、日本側からすれば、諸外国の協力を得ることで、法令の実効性を確保しようとしたということになるだろう。「虎列刺病予防法心得」は、成案化の段階で各国公使の承認を改めて得るなど、当時の日本がかかえていた法的地位の問題が反映し、緊急時に迅速な対応を取ることが困難だったといえる<sup>14)</sup>。

そして、外国船への海港検疫だけでなく、外国人居留地でのコレラ対策の実施についても、全く同様の問題が生じていた。「虎列刺病予防法心得」は日本人に適用すること

を想定して作成されたものであり、居留地での実施については特段の規定がされていない。したがって、外国船に対する海港検疫と同様に、日本の行政規則であるこの法令を居留外国人に適用することには、法的な限界があった。明治政府は、開港場の各府県に対して「虎列刺病予防法心得」を外国人居留地で実施する際には、事前に各国領事と協議を行うよう指示することで解決を試みた（内務省達乙第九一号、一八七七年一〇月四日）。ここでいう協議とは、日本の防疫法令について、各国領事を通してそれぞれの国民が遵守するよう交渉することを指している。これは、外国人居留地では日本側のコレラ対策を受容するのか、それとも独自に感染症対策を講ずるのか、開港場の領事たちの考えにゆだねられていたといえるだろう。そして、「虎列刺病予防法心得」に後付けの形で領事との協議に関する指示が出されたのは、居留地での防疫が争点となること、日本側に見れば想定外の事態であったことを示している。このような防疫法令をめぐる法的問題は一八七七年の

横浜におけるコレラ対策のあり方を規定することになった。

### 三 「虎列刺予防事務取扱所」によるコレラ対策

神奈川県は、一八七七（明治一〇）年九月一八日に防疫担当職員として検疫掛を新設した後、九月二〇日に「虎列刺予防事務取扱所」を町会所に設置し、対策本部とした<sup>15</sup>。

また、当初は県立病院である十全医院が隔離病院として利用された。この「虎列刺予防事務取扱所」による防疫および十全医院での隔離を指揮したのは、アメリカ人医師シモンズ (Duane B. Simmons, 一八三四～一八八九) と宮島義信 (?～一九一四) である<sup>16</sup>。宣教医出身のシモンズは、

当時の横浜の医療実践の中心にあつた人物で、感染症、寄生虫症、脚気など多岐にわたる分野で活動をしていた<sup>17</sup>。

この時期の神奈川県の布達のなかには、シモンズがコレラの治療薬を指示したものを確認できる（神奈川県布達甲第一四七号、一八七七年一〇月一七日）。シモンズは十全医院で医学教育も行っており、横浜の日本人医師の多くが彼

とは師弟関係にあつたと考えられる。その一人が宮島義信で、かつてイギリス公使館の要請で開設された梅毒病院において海軍軍医ニュートン (George B. Newton, 一八三〇～一八七二) の助手として、性感染症の検査と治療に従事した経験を持つ人物であつた<sup>18</sup>。

「虎列刺予防事務取扱所」でのコレラ対策にあたっては、「一大区中にて苟くも医者と名の附いた先生は甲乙の差別なく、残らず〔十全〕医院へ呼上げ」された<sup>19</sup>。この医師の数は、二二〇から一三〇名と記録されており、横浜の医師が全て集められたとの報道も、一定の事実を示していると考えられる<sup>20</sup>。ただし、これらの医師のなかには、漢方医も相当含まれていたようで、石炭酸をコレラの感染源と吹聴するなど、シモンズや宮島に批判的な動きも報道されている<sup>21</sup>。十全医院に集められた医師は、検疫掛に任命された警察官とともに、松影町、長者町、山手などの各警察署などを拠点として、市街の井戸および便所の巡視を行った（神奈川県達丙第三二五号、一八七七年九月一



九日)。また、横浜港の二か所の波止場（イギリス波止場、税関波止場）での上陸船客および荷揚げ貨物の臨検が実施された（神奈川県布達甲第一一七号、同年九月二二日）。東京方面から到着する汽車の乗客の健康状態も検査するなど、横浜への人員・物資の出入りが厳しく制限された。

主な流行地は、戸部町、伊勢町、桜木町、翁町、松影町など、横浜の中心市街地に隣接する地域であった。九月一日には、市街西部に太田避病院が建設され、届出がなされた者を収容するなど、感染者の隔離が本格化した<sup>22)</sup>。

県による「虎列刺予防事務取扱所」がいつまで存続したのかは確認できないが、横浜におけるコレラの発生が下火になった一二月下旬には県の検疫掛が廃止されていることから（神奈川県達丙第四四五号、一八七七年一月三〇日）、同じ時期にその活動を停止したと考えられる。

#### 四 「健康保安局」による居留地の防疫

ここでは、一八七七（明治一〇）年横浜でのコレラ流行

に際して、二四〇〇名余りの外国人住民（内訳は欧米系および中国系がそれぞれ約半数）が生活する居留地でのような対応がとられたのかを考えてみたい。幕末からこの時期までの居留地行政の変遷は、整理すると次のようになるだろう。まず、一八六七（慶応三）年に、神奈川奉行と各国領事の間では「横浜居留地取締規則」が締結され、それまで実施されてきた居留地参事会による自治行政が廃止された。それにもない、居留地の警備、地代徴収、道路清掃など、土地管理に付随する行政権が日本側に返還された。同時に、神奈川奉行（のち、神奈川県）が、居留民の代表として「居留地取締長官」(Foreign Director)を雇用し、日本側に移管された居留地管理を監督することになった。初代の取締長官には、イギリス領事館のドーマン (M. Dohmen, 一八三二～一八八二)、一八六八年にはアメリカ人ベンソン (E. S. Benson, ？～一八七九) が就任した。日本側は取締長官を介して、居留地を間接的に管理することになったのである<sup>23)</sup>。その後、神奈川県は、居留地の警

表2 横浜居留地の行政区分

区 分	内 容	主 体
建設事業	埋め立て、上水道整備、下水道整備など	日本側
土地管理	道路清掃、警備、消防、街灯管理、地代徴収など	居留地参事会 (1864~1867) ↓ 居留地取締局 (1867~1877) ↓ 神奈川県 (1877~1899)
住民管理	出生登録、死亡と登録、婚姻登録など	各国領事

備体制の強化や道路の建設事業を積極的に進め、「横浜居留地取締規則」の成立から一〇年目にあたる一八七七（明治一〇）年六月に、取締長官ベンソンの解雇を通告した。居留民の間からは、居留地の運営が日本側によって完全に掌握されることを不安視する声もだされたが、欧米各国の領事が必要に応じて領事会議を開催し、県側と交渉する機

会を持つことを条件に、取締長官の廃止は承認された<sup>24</sup>。したがって、この時点をもって、神奈川県は横浜居留地の行政権を実質的に掌握したと説明されてきた<sup>25</sup>。表2は、以上の内容を整理したものである。

一八七七年九月にアジア・コレラが発生した時期は、神奈川県は外国人居留地を含めた開港場全域の行政の一元化を達成していたことになる。では、実態はどのようなものだったのだろうか。

神奈川県が「虎列刺予防事務取扱所」がコレラ対策を開始すると、居留地での反応は極めて好意的なものであった。たとえば、日本人住民に対して行われた巡回、家屋内検査、飲食の注意、井戸の閉鎖、石炭酸の撒布などについては、次のような賛辞が述べられている。

県令らがみせている努力は、いくら賞賛してもしきれものではない。居留地社会は、これ以上に精力的によく計画された予防措置を実行する国など世の中にないと断言するだろう<sup>26</sup>

しかし、居留地社会での日本側の防疫に対するこのような反応は、日本人住民の間でコレラ対策が徹底されること、居留民への伝播を防ぐことにつながるという前提によるものであった<sup>27)</sup>。日本側主体の感染対策を、居留地側が直接受け入れることに同意したわけではなかったことには注意が必要だろう。そこには、居留地の衛生状況も反映していたと考えられる。この時期の横浜一般病院 (Yokohama General Hospital) の入院記録をもとに、横浜居留地における感染症の動向をまとめたアメリカ人医師エルドリッジ (Eldridge, 一八四三―一九〇一) によれば、居留地で健康を害するのはインドや中国南部などを経て横浜にたどりついた船員や商用による短期滞在者 (Non-Residents) が大半であり、コレラの感染者はほとんど発生したことがなかった (表3)。そのため、日本人社会におけるコレラへの危機感とは温度差があった可能性がある。

「虎列刺予防事務取扱所」は、日本人居住地区での対策に加えて、居留地の商社や住宅での感染状況を確認する目

表3 横浜一般病院 (YokohamaGeneralHospital) における感染症入院者 1868～1877年

	梅毒	マラリア	腸チフス	天然痘	コレラ	その他の感染症	総入院数 (感染症の割合)
1868	34	4 (4)	2 (1)	11 (10)		6	139 (41.0%)
69	55	7 (6)	31 (24)		4	36	261 (51.0%)
70	34	4 (4)	15 (13)	68 (41)		57	346 (51.5%)
71	13	1	2 (2)	55 (27)		18	194 (45.9%)
72	17	2 (2)		1 (1)		7	107 (25.2%)
73	7	1 (1)		7 (7)	1	6	101 (21.8%)
74	15	1 (1)	1 (1)	7 (3)		12	126 (28.6%)
75	22	1 (1)	1 (1)	24 (4)		11	176 (33.5%)
76	18	2 (2)	1 (1)	11 (11)		3	161 (22.4%)
77	17	11 (11)	2 (2)	4 (3)	3	2	145 (26.9%)

注：各項目の ( ) 内は、入院者のうち短期滞在者の数。ただし、梅毒とコレラはこの数値が提示されていない。「その他の感染症」には、赤痢、発疹チフス、猩紅熱が含まれる。

典拠：市川智生「明治初期の伝染病流行と居留地行政：1870,71年横浜の天然痘対策」(『日本歴史』第762号、2011年)より転載。

元データはS. Eldridge, "Notes on the Diseases affecting European Residents in Japan, upon the basis of all available statistics", *Medical Reports for the half-year ended 31th March 1878*, No.15.

的から、日本人医師と通訳の派遣を行った<sup>28</sup>。その際に問題となったのは、外国人の住居に立ち入る権限であった。コレラ対策には、居留地の土地管理の範囲で行われてきた清掃や汚物処理以外にも、住居内の検査や感染者の隔離などの措置が必要とされたからである。これは、法的な根拠、すなわち強制力なくしては実効性が乏しいことが明らかであった。そこで、イギリス領事ロバートソン(R. Robertson)は、居留地で診療活動を行う欧米系の医師に「居留地内に限って家屋に立ち入る権限」を認め、日本側の「虎列刺予防事務取扱所」とは別個にコレラ対策を行うことで、この問題の解決を図ろうとした<sup>29</sup>。つまり、ロバートソンは、居留地の防疫は居留民自身によって行われる必要があるという考えを実践したのだった。これは、「虎列刺予防事務取扱所」に依存していたのでは、コレラの脅威から居留地を防衛できないとの認識によるものであった。ロバートソンがイギリス公使パークス(Sir H. Parkes)にあてた通信は、その事情を次のように説明している。

外国人居留地が、日本人居住地区からのコレラの侵入を防がないのではないかと心配なので、居留地全域に衛生措置を命令・強制する権利を持つ健康保安局(Board of Health)を組織することは、必要な対応だと思えます<sup>30</sup>。

ロバートソンが主張したのは、居留地の医師らに「健康保安局」(Board of Health)を結成させ、コレラ対策を実施すべきであるというものであった。先に述べたように、「横浜居留地取締規則」では、居留地の道路清掃は日本側の責任で実施することになっていた。この年のアジア・コレラの流行に際し、「居留地の街区に実施すべき衛生対策」について、居留地を管理する神奈川県側に義務があることを、ロバートソンと県庁側が双方で確認しているのは、この点に基づいている<sup>31</sup>。しかし、ロバートソンが居留地のコレラ対策を、居留民の手で行うことを主張した背景には、居留地の道路清掃が放置される傾向にあったことに加え、県側が即座にコレラ対策を講じようとしないうことへの

表4 「健康保安局」(Board of Health) 委員一覧

氏名(国籍)	所 属
S.Eldridge(米)	Yokohama General Hospital, MD
A.Goertz(独)	同上, MD
E.Massais(仏)	同上, MD
E.Wheeler(英)	同上, MD
H.Allen(不明)	Yokohama General Hospital, Committee
J.Lambert(英)	イギリス海軍病院, MD
J.W.Coles(米)	アメリカ合衆国海軍病院, MD
J.C.Hepburn(米)	開業医, MD
H.Latham(不明)	不明, MD
T.H.Tripler(米)	不明, MD
F.Fischer(不明)	Edward Fischer & Co.
A.Brent(不明)	Hudson & Co.
D.B.Simmons(米)	十全医院, MD

典拠：「Daily Notes」, *Japan Gazette*, Sept. 20. 1877., No.2959., p.2.,  
 「Daily Notes」, *Japan Gazette*, Sept. 26. 1877., No.2965., p.2.,  
*Hong List and Directory for 1877*, (Yokohama: Office of the Japan Gazette, 1877) より作成。医師との情報が判明する場合のみ、所属のあとにMDと付記した。

居留地側からの不信感があつたようである<sup>32)</sup>。そして、本来ならば神奈川県職務であるということも理由に、「健康保安局」はコレラの発行情報の提供、消毒薬の購入経費および人件費の負担を県側に要求したのだつた<sup>33)</sup>。

以上の経緯を経て、居留地では九月二〇日に「健康保安局」が組織された。その活動は、コレラの疫学的調査、居

留地内の住居検査、感染者の「各国痲瘡病院」への隔離、

消毒薬の撒布など、コレラ対策全般に及ぶものであつた

<sup>34)</sup>。表4は、このメンバーを一覧にしたものである。「健康保安局」は、当初、居留地の横浜一般病院を主体に、イ

ギリス海軍病院およびアメリカ海軍病院などの医師だけで構成されていたが、のちに借地人代表と思われる居留地住

民も数名加えられている。また、十全医院の院長であるシモンズも委員となつているが、居留地での防疫活動に直接

参加したのではなく、日本人のコレラ感染に関する情報の提供や、治療中の日本人患者を「健康保安局」のメンバー

が視察できるように便宜を図るなど、県側と居留地側の防疫活動の仲介役が期待されていたようである<sup>35)</sup>。

表3に示したように、結果的には居留地でのコレラ感染はごくわずかだつた。そして、「健康保安局」の活動は、

感染症対策に関して、居留地で自治的な組織が必要とされたことを示している。「健康保安局」が活動を行ったのは、

コレラ対策が、居留地の整備や土地管理という範疇では解

決できない、住居内の検査や居留外国人の隔離といった問題に踏み込まざるを得ない性質のものであったからである。感染症対策のように、緊急性と専門性が求められる事態においては、なし崩しの形で外国領事および居留民による自治的な活動が存続していたと理解する必要があるだろう。

## おわりに

この小論で述べてきたことを最後にまとめておきたい。明治期の日本において、アジア・コレラの蔓延が引き起こした被害は甚大なものだった。横浜は開港場として、対外貿易および国内の流通の拠点であったから、コレラの蔓延にしばしば直面することになった。一八七七（明治一〇）年のコレラ流行は、その横浜が最初に経験したコレラの流行である。この年のコレラは西南戦争に従軍した将兵の引き揚げにもなつて長崎から全国へと拡散した。それは横浜も例外ではなかったことが、当時の新聞報道などからも

確認できる。

そして、この時期の横浜におけるコレラ対策の争点となつたのが、外国人居留地での防疫の主体をめぐる問題である。この年、神奈川県は「虎列刺予防事務取扱所」を設置しコレラ対策を実施したが、外国人居留地ではイギリス領事および欧米系の医師らによる「健康保安局」が防疫活動を行った。ひとつの都市で二重行政ともいえる事態が生じたのは、住居への立ち入り検査や隔離など介入的な手法がコレラ対策として想定された際に、居留地側から日本側の防疫への不信感が生じたからだった。これらの防疫活動は、各国の領事たちが自国民の管理として認識している領域に踏み込む性質を持っていたのである。

すでに自治行政を廃止した外国人居留地において、感染症の蔓延を前にして自治的な組織が活動を行う事例は、明治初期の横浜および長崎で共通してみられた現象である。このような事態は、当然のことながら、日本側にとつて望ましいものではなく、この小論でとりあげた一八七七（明

治一〇)年のコレラ流行後は、居留地での防疫に関する自治の要求を日本側が吸収していくことになる<sup>36)</sup>。

## 注

- (1) 一例として、福井県文書館「一九一八年の福井県下インフルエンザ・パンデミック」(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/01/20200522R/20200522.html> 二〇二〇年一月二〇日閲覧)
- (2) 小玉順三『幕末・明治の外国人医師たち』(大空社、一九九七年)、荒井保男『日本近代医学の黎明』(横浜医療事始め)(中央公論新社、二〇一一年)。
- (3) 内海孝編『横浜疫病史…万治病院の百十年』(横浜市衛生局、一九八八年)
- (4) この分野の先駆的な研究として、内海孝「伝染病と国家・外国人・不潔の構図…一八七七年のコレラ病流行を中心に(上・下)」(『歴史学研究』第六三九・六四〇号、一九九二年一月・二月)。また、内海
- (5) 福島九成より外務大輔鮫島尚信宛、「第二十四号 内務卿へ清国厦門地方虎列刺病流行ノ報知アルニヨリ防禦ノ方云々通知ノ書」、一八七七年七月四日(『外務省記録』三・一一・四・四、「虎列刺病予防法施行

孝『感染症の近代史』(山川出版社、二〇一六年)が

一般の読者向けに明治期日本の感染症の歴史を整理している。筆者がこれまで発表した論考のうち横浜

に関するものは次の通り。市川智生「近代日本の開

港場における伝染病流行と外国人居留地…一八七九

年「神奈川県地方衛生会」によるコレラ対策」(『史

学雑誌』第一一七篇第六号、二〇〇八年)、同「明治

初期の伝染病流行と居留地行政…一八七〇・七一年

横浜の天然痘対策」(『日本歴史』第七六二号、二〇

一年)。また、市川智生「開港場・居留地制度と感

染症…近代日本の防疫」(岸田真・島西智輝・平井健

介編『ハンドブック日本経済史』ミネルヴァ書房、

二〇二一年刊行予定)も合わせて参照されたい。

福島九成より外務大輔鮫島尚信宛、「第二十四号 内

務卿へ清国厦門地方虎列刺病流行ノ報知アルニヨリ

防禦ノ方云々通知ノ書」、一八七七年七月四日(『外

務省記録』三・一一・四・四、「虎列刺病予防法施行

- 関係書類」JACAR (アジア歴史資料センター) RefB12082306700)。
- (6) 内務省衛生局『明治十年 虎列刺病流行紀事』(内務省衛生局、一八七七年) 五頁。以下、流行状況について特に断らない場合は、本資料による。なお、この年の感染状況の詳細については不明な点が多いが、オランダのライデン大学図書館特別コレクション室に「各地虎列刺病患者毎週表」(BPL二一八六―四)と題された統計表が一八七七年一月の二週分所蔵されている。これは、横浜司薬場で教師を務めたゲールツ (A. J. C. Geerts) 関係資料の一部と考えられる。同様の記録がさらに発見されれば、感染の推移を把握することができるだろう。
- (7) 「虎列刺紀事概略」(石黒忠恵『大阪陸軍臨時病院報告摘要』第二号、陸軍文庫、一八七九年) 二―三頁。
- (8) 『横浜毎日新聞』(以下、『横毎』) 第二〇五三号、一八七七年九月二九日。
- (9) 『横毎』第二〇四八号、一八七七年九月二四日。史料の引用に際しては、旧字体を新字体に改めた。また、引用中の「」は筆者による注記・挿入を示し、「」は原文に基づくものである。
- (10) 『横毎』第二〇七四号、一八七七年一〇月二四日。
- (11) 『横毎』第二〇七五号、一八七七年一〇月二五日。引用部分の下線部は筆者による。
- (12) 「明治十年 陸軍省達全書」(M10-10-30) 二七頁、JACAR Ref. C08070843700。
- (13) 以上の「虎列刺病予防法心得」についての叙述は、前掲「伝染病と国家・外国人・不潔の構図」(下) 一〇―一一頁による。海港検疫の歴史については、市川智生「水際作戦の歴史: 明治日本の海港検疫」、『海とヒトの関係学 疫病と海』秋道智彌・角南篤編 著 西日本出版社、二〇二一年) を参照。
- (14) 「第三十号 虎列刺病予防規則之事」、一八七七年九月二四日(前掲「虎列刺病予防法施行関係書類」)。



- (15) 『横每』第二〇四五号、一八七七年九月二〇日。
- (16) 宮島義信より神奈川県権令野村靖宛、「警察掛宮島義信ヨリ神奈川県令宛ノ書」、一八七七年九月一七日(前掲「虎列刺病予防法施行関係書類」)。
- (17) 荒井保男『ドクトル・シモンズ・横浜医学の源流を求めて』(有隣堂、二〇〇四年)。シモンズの宣教医としての側面に注目した研究として、藤本大士「幕末・明治初年における三人のアメリカ人医療宣教師について」(『洋学』第二三号、二〇一五年)。
- (18) 開港場におけるニュートンの医療活動については、大川由美「近代検徴制度の導入と英国「伝染病予防法」：英国海軍医官G・B・ニュートンを中心に」(『日本歴史』第六二三号、二〇〇〇年)、同「近代検徴制度の導入と梅毒病院：英国公使館からみた日本の梅毒」(福田真人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究：医療・社会・国家』思文閣出版、二〇〇五年)。
- (19) 『横每』第二〇四四号、一八七七年九月一九日。
- (20) 「コレラ病一件神奈川県庁ニテ聞書」、一八七七年九月一八日(前掲「虎列刺病予防法施行関係書類」)。
- (21) 『横每』第二〇四五号、一八七七年九月二〇日。
- (22) 同右。この記事では、太田避病院の建設地が太田霞町となっているが、神奈川県達丙第三三二号に記されている太田村字西中が正確な住所であると推定されている(前掲『横浜疫病史』一五～一八頁)。
- (23) 横浜市編『横浜市史』第三卷(下)(横浜市、一九六三年)八二八～八三一頁。
- (24) FO262/314, No.23, R.Robertson to H. Parkes, April 20, 1877. (以下、引用に際しての英文史料の日本語訳は筆者による。) FO262は、イギリス外務省文書(Records created and inherited by the Foreign Office)のうち、各開港場の駐日イギリス領事が東京の公使に宛てた通信記録である。原本はロンドン⑤ The National Archives に所蔵されており、横浜開港資料館で複製版の閲覧が可能である。

- (25) 前掲『横浜市史』第三卷(下) 八三二～八四四頁。  
Oct. 9, 1877. No.2976. p.2.
- (26) “Notes of the Week”, *Japan Weekly Mail*, Sept. 22, 1877. Vol.I. No.35. p.819. (35) FO262/314, No.69, R.Robertson to H. Parkes, Sept. 20, 1877. したがって、内海孝氏が前掲「伝染病と国家・外国人・不潔の構図」において、健康保安局が「神奈川県庁の意向にそうかたちの予防態勢を居留地がわでも積極的にうちだそうとしていた」と結論づけたのは適切ではない。
- (27) “Necessary Precautions”, *Japan Weekly Mail*, Sept. 22, 1877. Vol.I. No.35. p.823. (36) 筆者は前掲「明治初期の伝染病流行と居留地行政」において、一八七〇から七一年にかけての天然痘流行の際に、居留地で自治的な防疫組織が作られたことを明らかにした。ここで述べた一八七七年以後の日本側による居留地内の防疫活動については、前掲「近代日本の開港場における伝染病流行と外国人居留地」を参照。
- (28) 『横毎』第二〇四五号、一八七七年九月二〇日。
- (29) FO262/314, R.Robertson to H. Parkes, No.69, Sept. 20, 1877.
- (30) Ibid. “Board of Health”の日本語表記はこの時期の『横毎』に於ける。
- (31) FO262/314, No.68, R.Robertson to H. Parkes, Sept. 17, 1877.
- (32) FO262/314, No.69, R.Robertson to H. Parkes, Sept. 20, 1877.
- (33) Ibid.
- (34) “Daily Notes”, *Japan Gazette*, Sept. 26, 1877. [付記] 本研究は日本学術振興会・科学研究費補助金(課題番号20H01229および20H01464)の助成を受けたものである。
- No.2965. p.2. 『日本』 “Board of Health”, *Japan Gazette*,